

議案第23号

三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

三田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成26年2月21日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第　　号

三田市火災予防条例の一部を改正する条例

三田市火災予防条例（昭和48年三田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 避難管理（第38条—第45条）」を
「第5章 避難管理（第38条—第45条）
第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第45条の2・第45条の3）」に改める。

第20条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第21条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第23条第2項及び第24条中「第7号まで及び第9号」を「第7号まで、第9号及び第9号の2」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第45条の2 消防長（消防署長）は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

- 2 消防長（消防署長）は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。
- 3 消防長（消防署長）は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外における催しの防火管理)

第45条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
 - (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
 - (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第48条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
 - (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
 - (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。
- 2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防長（消防署長）が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

第48条に次の1号を加える。

- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

付 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第20条第1項、第21条第2項、第23条第2項及び第24条の改正規定は、公布の日から施行する。